



# INSIGHT

松尾 寛

三井物産戦略研究所副所長

危機のトンネルを抜ける先に新しい産業の方向を見出すべく、官から民までビジョンが叢生している。省庁：ICTニューディール提言（総務省）、デジタルジャパン（内閣府）、新医療品産業ビジョン（厚労省）、日本ブランド戦略（内閣府）、アジア経済倍増に向けた成長構想（経産省）、

地方自治体：環境産業マルチパーク（山口県）、次世代医療福祉産業ビジョン（愛媛県松山市）、航空宇宙

産業振興ビジョン（愛知県） 民間：日本創生委員会（JAPIC）、新生日本イニシアティブ（野村総研）、4つのニューディール（三菱総研）、エコマジネーション、ヘルシーマジネーション（GE）など、情報通信、環境、医療、教育、アジア、宇宙航空、海洋などの有望分野のキーワードが共有されている。

そこで今後の内外の新産業を考えるヒントとして下記トレンドを加えてみたい。

- 1) 米国の消費は貯蓄率上昇で穏当となるのか。日本の家計金融資産は消費に動くか。中国アジア新・中間層に期待が集まる。
- 2) グローバル化は企業のサプライチェーンを引き伸ばしたが、企業の危機対応は予想を超える迅速さで、産業連関の危機の拡大が一気に進んだ。
- 3) 製造業は、特定地域に集積した、他社との積極的協働、効率的分業によるビジネス・エコシステム（生態系）の構築と、「地産地消」による「需要のあるところで」の生産

と販売の「グローバリゼーション3.0」に向かう。

- 4) 環境志向が益々グリーンとなり、「新・三種神器」=環境対応車+省エネ家電+太陽光パネルや「環境革命」、「エコ消費」がビジネスに浸透する。

- 5) 中国アジアファクターが、危（クライシス）を機

（オポチュニティ）へ転換させる。大企業の新興国戦略による「アジア内需化」、内需型中小企業による原材

料確保と現地生産内地販売のサプライチェーンが新たに加わる。「国」の壁を越える要素として、中国人大観光時代、大都市間連携やインターネット売買が登場してきた。

- 6) 高齢化が医療産業の現場IT化を、食料価格高騰対応や自給率向上安全志向が農業を、フロンティアとして呼び起こす。

- 7) 産業の両輪の自動車と電子エレクトロニクス。電子製品は生来のコモディティ産業だが、自動車もハイブリッドや電池自動車の盛り上がり一方、超高級車と「コモディティ車」に二極化していく。

- 8) 新興国の電力、水などインフラ整備の拡大と先進国の公共インフラ市場の標準化・高度化が自由化を促進する。

以上のトレンドを踏まえ、当面する緊急避難としての政府頼みから早期に脱し、成熟と一層の生活水準の向上を目指す新産業へのダイナミックな道筋を見いだしたい。

## 新産業を考えるヒント

INSIGHT

新産業を考えるヒント

## 2 北東アジアの安全保障問題を考える

インタビュー 道下徳成 政策研究大学院大学助教授

聞き手：渡部恒雄 東京財団政策研究部ディレクター／上席研究員

「複眼」で見る世界

## 6 「人口ボーナス」を使い尽くした中国

中嶋圭介 戦略国際問題研究所（CSIS）世界高齢化研究部主任研究員

パブリックビジネスの推進に向けた取組

## 8 規制改革及び公共サービス改革をめぐる新たな動きについて

室伏謙一 パブリック・ビジネス推進室シニアプロジェクトマネージャー

ソーシャル・イノベーションの視点

## 12 ソーシャル・イノベーションと多国籍企業

新谷大輔 海外情報室研究員

エコノミストの眼

## 14 危機下の世界経済

- 反動としての「大きな政府」路線と国際協調への期待 -

小村智宏 経済・産業分析室主任研究員

エコノミストの眼

## 16 急速な調整を脱しつつある日本経済

長谷川公一 経済・産業分析室主任研究員

Global Update

## 18 マレーシア～拡大するイスラム市場へのハブ

島戸治江 海外情報室主任研究員

## 20 EDITORS ROOM

本号をもちまして弊誌は休刊といたします。ご愛読誠にありがとうございました。

# 北東アジアの安全保障問題を

## 考える



道下徳成

政策研究大学院大学助教授

略歴

米国ジョージ・タウンズ大学高等国際問題研究大学院(SAIS)博士課程修了。博士(国際関係学)。韓国慶南大学校極東問題研究所客員研究員、防衛庁防衛研究所主任研究官、内閣官房副長官補付・参事官補佐などを経て2007年4月より現職。

①インタビュー

聞き手 渡部恒雄 東京財団政策研究部ディレクター/上席研究員

### ミサイル・核実験は一応の「目標達成」

渡部 北朝鮮は3年ぶりにミサイル実験と核実験を行いました。朝鮮半島の安全保障を考える上では、さまざまなタイムスパン、あるいは視点が設定できると思います。この地域を専門に研究されている道下さんに、どのような観点で北朝鮮をめぐる問題を見ればよいのかお聞きします。今回の実験の意味合いを同国の抱える政治的背景と関係国の思惑を踏まえて、どのように見ておられますか。

道下 今回のミサイルおよび核実験については軍事と外交との両面で評価ができます。

まず、ミサイルの実験は、ある程度は成功だったと見ます。5月15日に日本の防衛省が詳細なレポートを発表しましたが、失敗であった2006年7月の実験と異なり、3千数百キロ飛行しました。これで北朝鮮はグアムに届くミサイルを保有したことになります。ただ、実験に使用されたロケットの基礎となるテポドン2号は、1トンの重量物を搭載した場合、6,000キロの射程距離を持つ、と防衛省は分析しているので、搭載重量を減らせばハワイを含む7,000キロ圏にも到達可能なはずですが、今回はその半分の距離しか飛行しておらず、フルレンジの性能実験はできなかった模様です。

またミサイルであれば爆弾を積んだ弾頭部分の大気圏への再突入実験を行う必要がありますが、今回は、これを行っていないようで、その面では兵器のテストとしては不十分でした。今回のものが、北朝鮮の発表したように本当に人工衛星打ち上げ実験であったとして、もしそれが成功していればその軍事的な意味は極めて大きいものとなったでしょう。なぜなら、衛星を周回軌道に乗せることができれば、地球上のあらゆる地点に、大きさは別としても爆弾を落とすことができるからです。ただ、幸いなことに人工衛星の打ち上げは確認されませんでした。

核実験については、今回はかなりの成果を収めたと言えます。2006年のとき、北朝鮮は4キロトンの核爆発を予告していたのですが、実際には1キロトン以下の爆発しか達成できませんでした。しかし、今回は当時より規模の大きい爆発であったようで、北朝鮮が予定していた所期の目的を達成した可能性が高いのです。また、米側の情報によると、核兵器を小型化して、ミサイルに搭載する技術も向上してきているようです。

### 日本の軍事的対応にはいくつかの成果

道下 ロケット発射に対する日本の軍事面での対応には、テクニカルな部分で反省点はありましたが、三つの点で成果を上げたと考えます。第1の点はシビリアン・コントロールがちゃんと機能したことです。日本は外交政策の手段として軍事力も使うという時代を迎えたわけですから、シビリアン・コントロールが正しく機能し、国民に対するアカウンタビリティ(説明責任)が果たされなければなりません。2007年に自衛隊法を改正し、ミサイルを迎撃するための措置の手続きを定めており、その決まりに従って粛々と措置をとることができました。

第2に、弾道ミサイル防衛(BMD)システムをうまく運用できたことです。北朝鮮が1993年に行ったノドン・ミサイルの発射実験をきっかけに日米間で基本的なBMD協議が始まり、その後テポドン1号の発射(1998年)を受けて日米共同研究に入り、2003年12月には日本がBMDシステムを導入することを決定しました。つまり脅威の高まりにきちんと対応し、10年以上かけてシステムの配備にこぎ着けたわけですから、日本の政策対応としては異例とも言える着実なプロセスを踏んできたのです。

第3の点は、幸い現実には警報発令や退避という事態には至りませんでした。国民保護法(2004年)に基づいて国民保護(シビル・プロテクション)の態勢をとることができたことです。BMDシステムと同様に、国民保護もなかなか実際に運用する機会がないのですが、今回の経験はその意味で貴重でした。誤警報などいくつかミスも出ましたが、こうした経験から教訓を学び、運用改善につなげることによって今後活かします。

また、1998年のテポドン発射などに対応して日本が運用を開始した情報収集衛星が、今回のロケット発射や核実験に際してインテリジェンス能力の向上に寄与しています。

### 日米に關係正常化を促す「瀬戸際外交」シグナル

道下 次に外交面ですが、北朝鮮はオバマ政権の発足直後に意表についてロケット発射や核実験を行い、アメリカ政府のバランスを崩そうとしたのだと思います。1993年3月、当時の米国クリントン政権と韓国の金泳三政権の発足まもなく、北朝鮮が核不拡散条約(NPT)からの脱退を発表し、世界を驚かせています。また1998年8月のテポドン1号発射にしても、金大中政権が発足して半年後のことでした。こういう手口が北朝鮮の常套手段だと言えます。

その目的は何かと言いますと、基本的に1990年代から変わっておらず、自国の体制維持を狙ったものと考えます。世界でも体制維持などという次元の低い課題を重要な政策目標とせざるを得ない国は北朝鮮ぐらいですが、外国からの政治的認知と経済援助がどうしても必要なくらい国内事情が切迫していることを表しています。

その目的を達成するためには、アメリカとの関係を改善し、できれば国交を正常化したい。これは日本に対しても同様です。日本では北朝鮮が本気で関係改善しようとしているのか懐疑的に見る見方も多いのですが、小泉首相が訪朝したときの状態を見ると本気だと見ていいと思います。日本としては拉致被害者への同国の対応が誠実であったとは認められないものの、北朝鮮の側では大きな譲歩をしたと考えているようです。本気で国交正常化を目指していなかったのであれば、拉致被害者を帰国させなかったでしょう。そのスタンスは現在も変わっていないと考えます。

それでは具体的には北朝鮮は何をやるようとしているのかと言いますと、同国の「瀬戸際外交」に見られる3本の大きな柱に注目する必要があります。一つは核開発、二つ目に弾道ミサイル開発、そして三つ目は平和協定問題という構成です。この三つのカードをいつも組み合わせて外交をやるのが北朝鮮のパターンなのです。ブッシュ政権の時代には核以外のカードが出なかったのですが、アメリカの新政権が交渉に前向きなのを見て、今回は三つのカードをすべて交渉のテーブルの上に載せようとしています。

実際、ミサイルと核のカードは既にテーブルに載ったわけですが、三つ目の平和協定問題というのは、朝鮮戦争時に米国や北朝鮮などの間で結ばれた停戦協定を平和協定に転換し、米朝の対立状態を法的にも終結させようとするものです。今後、北朝鮮はこの問題を交渉のテーブルに載せるため、1953年8月にアメリカ主導の国連軍司令部が一方的に引いた「北方限界線」という海上の境界線をめぐって意図的に軍事的危機を醸成した上で、「停戦協定が機能していないので戦争が起こりそうだ。朝鮮半島における緊張を除去するためには米朝が平和協定を結ばなければならない」と主張してくるでしょう。

こうして3本柱の交渉材料を並べて交渉のテーブルにアメリカを着かせようとしていると考えられます。北朝鮮が交渉をあきらめて軍事に突っ走っているという見方がありますが、私はそうは見ておりません。軍事的に強硬な姿勢を示すのは、大切な交渉カードを活かすための戦術であり、いわば伝統的なパフォーマンスだと言えます。

## 権力委譲の準備を急ぐ金正日の思惑

渡部 なるほど北朝鮮としては、伝統的な瀬戸際外交のパターンを繰り返しており、今回はミサイル、核、平和協定の3本建てで構え直したにすぎないということですね。しかし、前回の金日成から金正日への権力移譲と比べて、現在はかなり不透明なように見えるのですが、この不安定要因は同国の外交に影響しているとお考えですか。

道下 権力委譲の問題が影響している可能性はあります。当時の権力継承と今回の権力継承との大きな違いは、今回はその準備が決定的に遅れている点にあります。金正日の場合は、1970年代初めに既に後継が決まり、そこから20年にわたって権力委譲の準備がなされたため、国内に不安がありませんでした。今回は、全然準備ができていません。金正日の健康問題を受けて、慌てて移行のプロセスに取り掛かっているように見えます。最近、金総書記は歴史的に重要な場所に現地指導に行っていますが、後継者を同行している可能性もあります。こうした動きが体制内の不安を意味するのであれば、強硬な外交を展開するのはリスクなことでもあります。もちろん、対外的に緊張を醸成して内部団結を図っていると見ることもできますが、私はむしろアメリカや日本との関係改善の道筋を早くつくっておいで、権力委譲をスムーズに行わせたいと金総書記が配慮しているのではないかと見ています。

渡部 北朝鮮の「瀬戸際外交」のメイン・ターゲットはアメリカです。今回のミサイルおよび核実験は、ちょうどオバマ大統領がブラハで画期的な核廃絶の演説を行ったタイミングでした。この演説にも北朝鮮を強く牽制するくだりが追加されましたが、北朝鮮の「計算違い」に終わったのではないのでしょうか。

道下 私は北朝鮮の思惑どおりに事態は推移していると見ます。オバマ大統領は実験を強行すれば北朝鮮に制裁をかけると言明したにもかかわらず実行していません。アメリカ人記者まで人質にされ、逆に圧力をアメリカが受けている面もあります。こういう、相手が屈服せざるを得ない状況をつくり出すことによって、「やはり交渉しないとだめだ」という雰囲気醸成するのも北朝鮮の手口です。核実験を受けて国連で対北制裁が議論されていますが、短期間に北朝鮮の行動に影響を与えるような効果が出るかどうかは疑問です。制裁が実施されれば北朝鮮は核・ミサイル開



発を加速し、場合によってはさらなる核・ミサイル実験を行うことになるでしょう。国際社会はそれに耐えられるでしょうか。

### 対北朝鮮外交における「抑止」と「関与」の組み合わせ

**渡部** 今世紀に入ってブッシュ政権も第1期で強硬姿勢をとって北朝鮮の術中にはまり、第2期で政策を転換しましたが、その前のクリントン政権が展開した同国に対するエンゲージメント(関与)政策からの推移を見ると、アメリカは「封じ込め」的な強い政策と関与政策との間で揺れ動いてきたように見えます。

**道下** アメリカの北朝鮮政策は一貫して抑止が基礎となっていて、その内容は、北朝鮮の侵攻をソウルの北で止める「拒否的抑止」と、平壤を占領する「懲罰的抑止」との2段階構えになっています。つまり北朝鮮による本格的な軍事行動は自殺行為を意味するわけです。こうした抑止、封じ込めという基盤の上に、どのくらいのレベルで体制変更(レジーム・チェンジ)を求める強硬策や、逆に関与政策を進める柔軟策を組み合わせるのか、そのバリエーションがアメリカの政権交代によって変化しているわけです。

最近ではブッシュ政権の第1期で、体制を転覆させようとする強硬政策が試みられましたが、圧力の行使が中途半端で、4年かけてもこれといった成果が出ませんでした。当時のアメリカの軍事力の優位は世界で圧倒的、ピークだったわけですが、それでもアメリカは軍事力を行使しませんでした。それが現在はずっと難しくなっています。また、金融制裁も途中で解除されたため、その効果は不明なままです。

前回の権力委譲よりも後継準備ができていませんので、いまの北朝鮮は確かに、より不安定だと思えますが、やはり体制変更を狙う強硬政策には高いリスクを覚悟する必要があります。さらに、次の体制の方が良いという保証もなく、ハイリスクの割にはローリターンしか期待できません。

関与政策には、外交関係の正常化、平和協定の締結、経済援助、人道援助、人的交流などの項目が挙げられます。イラクやアフガニスタンの状況が悪化する前ですら体制変更はうまくいかなかったのですから、私はソフトランディングを狙う、こうした関与政策を進めるのが適切だと考えます。

### 関係各国の思惑は現状維持

**渡部** 日本の中には、かつての朝鮮半島エネルギー開発機構

(KEDO)による軽水炉建設や、重油の提供などを振り返ってみて、すぐ目先の損得で外交を判断する傾向がありますが、それでも大勢は強硬政策を望んでいるわけではないと思います。韓国、中国、ロシアにしても、それぞれの事情で現状を維持したいと思っているようですね。

**道下** 北朝鮮への関与政策に徹した盧武鉉政権から、韓国では李明博大統領の保守政権にシフトしましたが、私は富裕層を地盤とする保守政権のほうが失うものも多いため、性急な南北統一に反対すると見えています。したがって現在の韓国政府は、やはり関与政策を中心にせざるを得ないと考えます。事実、李明博大統領は、北朝鮮が核兵器の放棄などを約束すれば400億ドルの資金を準備して北朝鮮の経済復興を支援し、10年間で北朝鮮の一人当たりの国民所得を500ドルから3,000ドルに引き上げようという意欲的な計画をもっています。政権の本音としては、政治的安定を維持しながら、経済的交流だけの付き合いにとどめたいのでしょう。ただ、金正日の健康不安を受け、北朝鮮体制の崩壊に備えた準備も、より本格的に進めていくと思います。

**渡部** 彼らは性急な体制崩壊を望んではいないと同時に、北朝鮮がいまの中国のような改革・開放体制に転じれば、経済発展にともなう大きなビジネスチャンスが生まれるとも見ているわけですね。

**道下** そうですね。もしチャンスが生まれたときにどういうことができるのか、何が必要なのか、いまから考えておく必要があると思います。北朝鮮の体制が開放路線に向かったとき、韓国だけでは到底支え切れません。日本の資金、政治的支持、経済・技術支援、さらに中国や国際社会の支援が必要となります。考え得るいろいろなシナリオに日本がどう関与しているのか、よく考えておかなければなりません。

**渡部** 北朝鮮の核実験に対して、国連安保理で制裁決議が議論されていますが中国は慎重な立場をとっています。北朝鮮に近いポジションをとらざるを得ない苦しさがあると思うのですが、中国は今後、どのように北朝鮮に接していくのでしょうか。

**道下** 現在までの政策によって、中国は北朝鮮の政治不安が自国に流入するのを阻止できていますし、北朝鮮の核開発には直接の脅威を感じていません。さらに外交面でも、北朝鮮問題

があるためアメリカとの協調関係が大きく進展しており、北東アジア地域での重要なプレーヤーとしての中国の地位は非常に高まりました。

北朝鮮政策というのは中国にとって大成功なのです。もちろん核保有を許した、北朝鮮が独裁を維持することを助け、結果として人権を踏みにじっている、という批判は中国にとってもつらいところですが、国益という意味ではうまくいっているので、政策を修正する必要性を感じていないでしょう。

ロシアにしても北朝鮮の混乱にはなんら利益を見いださないとはいえませんが、冷戦時代には首脳が一度も訪問していないのに、ブーチンに行く、外相も行くといった変貌ぶりを見せていますので、本格的な復興支援の開始に備えて影響力を強めようとしています。

### 見かけよりも近づいている日米の外交ポジション

**渡部** そこで日本のこれからの対応を見ていきたいのですが、ブッシュ政権第2期で日米の間に北朝鮮問題をめぐるパーセプションギャップ（認識の違い）が出てきました。このギャップについて、どうお考えですか。

**道下** 日米は依然として、北朝鮮の脅威に共同で備えることを重視していますし、ニュアンスの差はあれ外交的に平和的に問題を解決する方針を掲げています。どちらかと言えば安全保障問題で手を抜いてきた日本が、北朝鮮への備えを軸として必要な強制措置をとれるようになってきましたので、長期的には日米の立場に深刻なギャップは生まれないと考えます。

さらに言えば、日本の「平和主義」は、比較的弱い国として近代化を始めた伝統も影響していると思いますが、その内実は孤立主義でした。また、深刻な人権侵害のある国に対しても比較的柔軟な立場をとるなど、日本外交は価値をあまり重視してきませんでした。この点でも、今後の日本外交は孤立主義を脱却し、国際社会で広く共有されている価値を重視し、国際主義に近づこうとしていますので、日米間のギャップは埋まる方向にあります。

拉致問題への対応は、日本外交史において画期的なものです。つまり拉致問題に対応する過程で、日本は人権という価値を外交に本格的に入れるようになったのです。アメリカ外交の歴史を見れば、建国以来長い間、孤立主義であったのが国際主義に路線を変えています。一方、アメリカには人権を非常に重視する、人権外交という伝統がありますので、日米の立場が実は近づいてきているのだと私は考えています。

**渡部** 面白い視点ですね。長期的には、日本も人権外交という軸を据えると、アメリカに近づかざるを得ない部分が出てくる。しかし同時に、新しいリスクも生まれるのではないのでしょうか。

**道下** 確かに外交に人権という要素を取り入れていこうとすると、困難な問題に直面することもあるでしょう。例えば、本気で人権外交をやるのであれば、自国民の人権だけ守ればよいというわけにはいきません。北朝鮮政府に拉致問題の解決を強く求め、場合によっては制裁をかけつつも、他方では、北朝鮮の一般国民の人権状況や生活をどのように改善するかも真剣に考えなければなりません。また、人権や人道問題、政治問題を分離する必要も出てくるでしょうが、まだ日本外交は変化の過渡期にあり、考え方の整理が十分でないと思います。

**渡部** 最後になりますが、発足して間もないアメリカのオバマ政権ですが、北朝鮮問題への対応がなかなか見えてきません。これからの見通しをお聞かせください。

**道下** もちろんアメリカがどうするか予測はできませんが、確かなのは北朝鮮問題の解決には長い時間がかかるということ、そして、金融危機によって、アメリカにとっての北朝鮮の重要性は、ますます低下しているということです。そこで、これまでの経緯を振り返ってみることが大切になります。1993年の核危機発生から1994年の米朝合意に至るまでに17カ月ほどかかっている、1998年のテポドン発射の後も、米朝交渉が本格化するまでに2000年までの2年半を費やしています。こうした先例を踏まえると、政権発足後の最初の1年程度はネガティブな展開に耐え、その後にポジティブな交渉に持っていくという流れを想定しなければなりません。

また、アメリカにとって北朝鮮は重要な国ではないわけですから、北朝鮮に対して過大な強硬策をちらつかせても結局は行動が伴わず、北朝鮮の立場を強めてしまうだけです。ですから、本当の意味で相手にプレッシャーをかけることのできる、現実的な手段を北朝鮮に見せて、交渉の成果を着実に狙うことが得策だと思います。

**渡部** 複雑な国際情勢の中で、なかなか理解する手掛かりがつかめない北朝鮮問題について、貴重な「考えるためのヒント」を頂きました。本日はありがとうございました。

# 「人口ボーナス」を使い尽くした中国

中嶋 圭介

戦略国際問題研究所 (CSIS)  
世界高齢化研究部主任研究員

神戸市外国語大学英米学科卒、米シラキュース大学行政大学院より国際関係学修士号取得。在学中よりCSIS研修生を務め、研究助手、研究員を経て、2009年より現職。専門は、世界的高齢化が財政、経済、国際関係に与える影響分析と政策提言。

## 近代化の真ただ中で迎える「早期老化」

人口高齢化はいまや世界的なトレンドであり、中国もこの例外ではない<sup>1</sup>。日本の読者は、過去の日本の経験を使い起こし、中国も同じような道をたどるのかと想像されるだろう。確かに、その背景には著しい寿命延長と出生率低下があり、やがて高齢者率の上昇が加速し、労働力減と人口減の時代に入ること、さらに、この過程を欧米諸国よりずっと早いペースで駆け抜けていくことなど、日本との共通点は多い。

一方で、中国の高齢化には決定的な違いがある。日本や欧米諸国は、経済社会が一定以上の発展を達成した時点から、高齢社会に歩みを進めてきた。しかし、中国の場合、「一人っ子政策」に代表される1970年代以降の人口政策によって、人為的、政策的に出生率を引き落とした。これによって、高齢化の進行時期を通常ではあり得ない早い発展段階に引き寄せ、「早期老化」をもたらしてしまったのだ。

これを示す一つの指標として、他国の高齢者率が2007年の中国の水準と同じだった年の一人当たりGDPを比較してみよう。米国、日本、韓国の高齢者率が同水準にあったのは、それぞれ1945年、1974年、2000年にさかのぼるが、当時、同諸国は今日の中国の3倍以上の個人所得水準を有していたのだ。(図1)

従って中国は、人口割合を増す高齢者を養う富を十分に蓄積しきれておらず、社会保障制度も未整備の中、先進国並みの高齢化の波に飲まれようとしている。そればかりか、過去の社会的配慮を欠いた経済政策のつけが、伝統的家族の崩壊、個人所得・地域経済の格差、環境汚染などで表面化している。中国の高齢化は、こうした急速な近代化のストレスで経済社会がバランスを失い始めた、まさに最悪のタイミングで、追い打ちをかけるように到来する。このことが、高齢化の通常の影響やそこから生じる問題を、より複雑化、深刻化させるとみられるのだ。

## 「人口ボーナス」の風向きの変化

人口政策が仇となって「早期老化」に悩まされることになったのは、中国当局にとって大誤算だったが、同政策が

経済成長の後押しのために果たした役割は注目に値する。

図2は、労働人口と若年・老年人口の相対的比から、経済社会の扶養負担の程度を示す従属人口指数の推移を示している。過去30年のトレンドが示すように、出生率の抑制を始めた1970年代以降、若年指数が下落したことによって合計指数が下落した。つまり、中国社会の扶養負担は急速に軽減化されてきた。このため、経済資源を成長に最大限投入することができたのだ。

人口学では、人口転換の過程の中で、老年・若年人口が労働人口に比べて小さく、経済成長に適した状況を、「人口ボーナス」と呼んでいる。中国の人口政策は、この「ボーナス」を作り出すことで、高度成長への追い風を実現したと言える。その効果も立証されており、米ハーバード大学のブルーム教授らは、1970年代半ば以降、中国も含む東アジア諸国の一人当たりGDP実質成長率の4分の1以上が、この「ボーナス」の要因によると結論付けている。

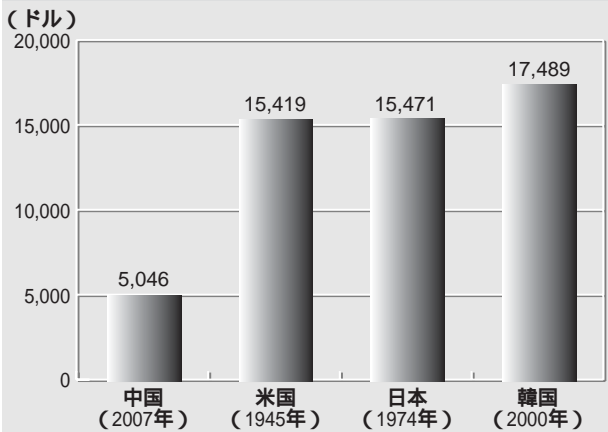
しかし、過去30年間急下落してきた合計指数が、2010年付近で底を打ち上昇傾向に転じる。つまり「ボーナス」が終わり、人口動態の風が向かい風に変わる。これは、老年指数が2010年代から上向き始め、2020年代に入って上昇が加速するため、中国社会の高齢者扶養負担が急増する時期が始まることを示している。

この変化の兆しは、実は4～5年ほど前から表れ始めていた。過去の高度成長は、前述した人口年齢構造のシフトを背景に、農村の余剰労働力を都市の成長産業で大量投入したことによるところが大きい。労働人口が2015年ごろまで増え続けることや、それ以降も、余剰労働力は残っていると考えられていたため、人材供給面では楽観されていた。にもかかわらず、出稼ぎ労働のメッカである東南沿岸部の産業地帯で、人手不足と賃金上昇が見られるようになったのだ。

これに一早く注目したのが、中国社会科学院人口・労働経済研究所の蔡昉(ツァイ・ファン)所長だ。出稼ぎ労働者の年齢構造を見ると、大半は20～30歳代、つまり人口政策導入後の「一人っ子世代」であり、この若年層での労働

<sup>1</sup> 特に明記がない限り、引用した人口統計は国際連合人口部「世界の将来人口推計」(2006年改定版・一定出生率シナリオ)による。本稿では、60歳以上を老年人口(高齢者)、15～59歳を労働人口、0～14歳を若年人口(子ども)と定義する。

図1：中国の2007年時点の高齢者率に等しかった年の他国の一人当たりGDP（2005年購買力平価ベース）との比較



出所：国際連合人口部(2007年) 米勢調査局(2002年) 世界銀行(2008年) Angus Maddison(2008年)のデータを基にCSIS作成

力は、既に減少し始めていたのだ。蔡氏は、「莫大な余剰労働力を背景にした中国の経済成長モデルは終わった」と警告している。

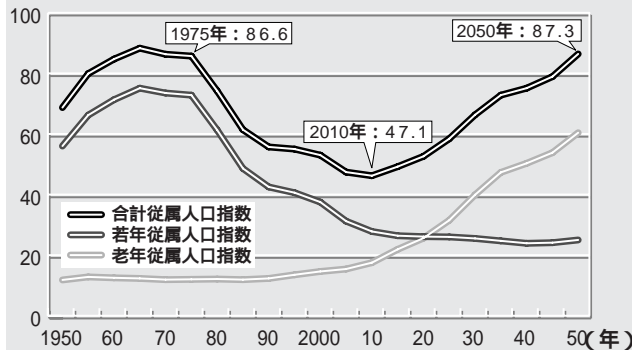
しかし、成長減速に甘んじる余裕は中国にはない。短期的には、今日の不況による大量失業も懸念されるが、長期的には、高齢者扶養を賄う所得移転の膨張に耐え凌がなければならない。従って個人所得が先進国水準に至っていない中国では、高度成長は「古き良き過去」ではなく、今後むしろその必要性が高まるのだ。それにもかかわらず、人口動態が向かい風に変わり始める時に、新しい持続的成長モデルを模索しなければならないところに中国の悩ましい現状がある。

そうした中、内外の専門家が指摘しているように、外需主導から内需主導型成長への移行が焦点となろう。しかし、ここで問題となるのが、中国の社会保障制度全般が抱える深刻な構造障害だ。

#### 急務の公的年金制度改革

中国では、全国統一の公的年金制度はまだない。農村には、任意加入の個人貯蓄制度があるが、加入者も少なく、老後保障を期待できるものではない。頼みの綱は、いまま家族である。都市では、かつて国有企業が、従業員に寛大な老後保障を行っていたが、改革開放以降の同セクター衰退に伴って、制度崩壊の危機に瀕した。見かねた中央政府は、1997年、賦課方式制度を縮小しながら、その上に個人口座・積立方式制度を積み重ねる、いわゆる「ハイブリッド制度」を導入した。

図2：中国の従属人口指数の推移（1950～2050年）



注：合計従属人口指数 = (老年人口 + 若年人口) ÷ 労働人口 × 100  
 若年従属人口指数 = 若年人口 ÷ 労働人口 × 100  
 老年従属人口指数 = 老年人口 ÷ 労働人口 × 100  
 出所：国際連合人口部(2007年)

新制度の施行は、困難を極めた。最貧国から先進国並みの経済・生活水準の格差が、全国一律の保険料率や給付水準の適用を阻み、各施行行政レベルで地域の発展状況に合わせて判断されることになった。その上で、市町村以下にあった施行レベルを徐々に上の行政単位で集約することで、地域横断的な制度を目指した。しかし、制度開始から10年以上たった今日でも、最も進んだ地域で省（日本の県）レベル、その他では依然として郡、市町村での施行が続いている。こうして、農村・都市間の制度分離に加えて、都市の枠組み内でも、100以上の年金制度が分立している。

このため、年金制度の異なる行政区間を移転すると、加入記録の書き換えルールが定まっていないために、個人口座部分の残高は返金されるが、賦課方式部分の保険料は掛け捨てになる。この結果、受給権を維持しようとする経験豊富な中高年労働者の流動性が著しく失われる半面、移転を繰り返す若年労働者の解約で保険料が制度から「漏れて」しまうのだ。

中国人家計は、所得水準が低い割に予備的貯蓄率が高く、国内需要が伸びにくいことが知られるが、その背景には、こうした社会保障制度の分散化と機能不全が重要な要因としてある。これらを残したままでは、今後の個人所得の伸びが需要拡大を効果的に後押しできず、高齢化の進行とともにますます予備的貯蓄に吸収されてしまうだろう。

目下の危機の中、中長期的な高齢化対策を先送りしようとする声がある。しかし、中国にその余裕はない。中長期対策を織り交ぜた政策ミックスによって今日を乗り切ることが、その向こうのより大きな危機回避に重要な役割を果たすだろう。

# 規制改革及び公共サービス改革をめぐる 新たな動きについて

室伏謙一

パブリック・ビジネス推進室  
シニアプロジェクトマネージャー



## 1. はじめに

規制改革、公共サービス改革等は、パブリックビジネスの推進に関してその障害を除去し、必要な環境を整備すること等を通じてこれを後押しするとともに、新たなビジネスやビジネスチャンスを生み出すパブリックビジネスそのものであると言える。その様な観点から昨今のパブリックビジネスに関する状況を見たとき、ここ数ヶ月の間に注目すべき特徴的な動きが見られた。本稿においてはそうした動きについて紹介するとともに、今後のパブリックビジネスの推進、新たな展開にとって持つ意味について考察することとする。

## 2. 規制・制度改革の推進

### — 経済財政諮問会議における議論から

規制改革については、これまでも経済財政諮問会議（以下、「諮問会議」という。）において議論が行われてきたところであるが、5月19日の平成21年第12回諮問会議<sup>1</sup>において、「規制・制度改革について」と題して、岩田内閣府経済社会総合研究所長、張トヨタ自動車株式会社取締役会長、三村新日本製鐵株式会社代表取締役会長及び吉川東京大学大学院経済学研究科教授（以下、総称して「民間議員」という。）草刈規制改革会議議長並びに甘利内閣府特命担当大臣（規制改革）から、規制改革の推進に関し検討すべき事項等についてそれぞれ説明があった。

「各府省をまたがる規制・制度改革の推進に向けて」（民間議員）我が国が直面する経済危機を克服するためには、成長力を高めることが必要であり、それに資する規制・制度改革を推進すべきであるとの認識の下、特に府省をまたがるもの、国及び地方公共団体（以下、「地公体」という。）の双方の取組が必要なものを対象に、講ずべき主な措置として次のものを挙げている。

#### 地方による責任ある制度改革の推進

国が規制改革を進めても、現場である地方において、何らかの理由・原因によりそれが停滞している事例が見られるところ、その理由・原因を明確にし、これを打開するため、ア）構造改革特別区域の再活性化、イ）地公体による「地方版規制改革会議」の設置の要請、ウ）国がガイドライン・通知等で地公体に対して規制改革の実現を要請した事項に関する実施状況の調査・公表等を行うべきであるとしている。

まず、ア）に関しては、構造改革特別区域に係る特例措置の提案について、その実現率を向上させるため、規制所管府省ごとの実現率の公表を行うとともに、地公体が規制改革を活用して地域の経済の活性化等に積極的に取り組む場合には、地方債の起債の特例として、行政改革推進債に倣って「規制改革債」の起債を認める等、地公体のやる気を引き出す必要な財政上の措置を講じるべきであるというものである。

次に、イ）に関しては、条例や規制の実際の運用が事業活動の障害となっている場合、その改善等を各地域で検討し、措置することができるような仕組みとして、国の規制改革会議に倣って設置を要請すべきであるというものである。

ウ）に関しては、国が要請した規制改革について、その着実な実施を担保するとともに、措置すべき内容が、目的とした規制改革の効果を得るためには不十分な場合の追加的措置の検討の基礎資料を得るため、実施状況の調査等を行うべきであるというものである。

人材や施設・サービスが不足している分野の規制・制度改革 国民からの需要があり、かつ我が国経済の成長に寄与することが期待されている、医療、介護及び保育の分野における人材の育成、確保、海外からの受入に関して、必要な規制・制度改革を措置するべきであるというものである。

#### 出口戦略を明確化した制度改革

改革の実効性を高めるためには、改革実行のコミットメント、実行プロセスの明確化、履行しない場合のペナルティ等の改革の「出口」を明確にすることも必要であるというものである。

#### ITの利用を阻害している規制の見直し

インターネットでの医薬品の販売、遠隔医療、テレワーク等、法令が検討され施行された当時は想定されていなかった事項について、特にICTの利用の観点から、これを阻害する規定の見直しを行い、新たな枠組みを整備すべきであるというものである。

このうち、特に地方による責任ある制度改革の推進については、鳩山総務大臣（当時）から、地公体へ全国一律に機関を設置することを求めることに関して懸念が示されたが、規制・制度改革の実効性を担保するためには、国及び地公体の両者による取組が不可欠である。したがって、「規制改革債」といったインセンティブも活用しつつ、地公体が積極的に規制・制度改革に取り組

むことができる環境及び仕組み作りは、十分検討に値するものであると考えられる。

また、ITの利用を阻害している規制の見直しについては、特に医薬品のインターネット販売に関して、甘利大臣からの説明においても挙げられる等、多くの注目が集まっている。これについては、インターネットを活用した医薬品の販売を行うケンコーコム株式会社及び有限会社ウェルネットが、本年公布された薬事法施行規則等の一部を改正する省令に関して、国を相手に、5月25日に以下の事項を内容とする訴えを東京地方裁判所に提起している。

- ・第1類医薬品、第2類医薬品を郵便等販売の方法により販売する権利があることを確認する。
- ・本年2月6日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する厚生労働省令のうち、第15条の4第1項第1号、第159条の15第1項第1号、第159条の16第1号及び第159条の17第1号第2号が無効であることを確認する。
- ・無効であると主張する厚生労働省令の規定の取消を求める。

本訴えは、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟として提起されたようであるが、これは今後の規制改革の推進にも影響を与えるものであり、その動向が注目される。

#### 「規制改革の推進について」(甘利大臣)

世界との競争に勝ち抜くためのイノベーションの加速及び生産性の向上、並びに少子高齢化等の社会の要請に応えるためには、成長力強化に向けた規制・制度改革の推進が必要であるという考え方にに基づき、まず、ライフサイエンス、環境エネルギーの先端産業分野での規制・制度改革を行って、こうした分野における新事業の開発に取り組む事業者が直面する課題に対応するべきであるとし、それに当たっては、スーパー特区的手法<sup>2</sup>や産業革新機構<sup>3</sup>を活用すべきであるとしている。併せて、規制・制度改革の必要性を裏付けるための実証実験についても積極的に実施していくこととしている。また、成長、競争力強化等の担い手である人材についても、その育成とともに需給の変化に柔軟に対応できるように必要な規制・制度改革を推進すべきであるとしている。

次に、においても民間議員から指摘のあったとおり、ICTの利用を想定せずに対面行為を義務付けている規制・制度について、これらの一括した見直しを実施するべきであるとしている。

この中で特に注目すべきであるのは、具体的な事業や技術の

開発と規制改革の検討を同時進行で進めようというところであり、今後こうした手法が、特に重点分野については主流となっていくことも考えられる。もっとも、だからといってそれ以外の規制改革要望が軽んじられるというわけではなく、規制改革の推進を全体として底上げしようという動きであると考えられるべきであろう。

#### 「規制改革の重点取組課題」(草刈議長)

規制改革会議が21年度で設置の最終年度を迎えるに当たり、医療、保育、航空・空港、介護、農林水産、住宅・土地、雇用・労働及び教育を集中テーマとして位置づけるとともに、規制改革の推進のための構造改革特別区域制度の再活性化を図るべきであるとしている。

本件については、諮問会議の結果を受けた規制改革会議<sup>4</sup>における議論において、検討事項として以下のとおり、より具体的に提示されている。

#### 諮問会議の議論も踏まえた検討事項(関係部分抜粋)

##### ライフサイエンスなど先端産業分野での規制・制度改革

日本再生医療学会からの追加規制改革要望への対応：医療タスクフォース(以下、「TF」という。)

成長戦略の実行に際して必要となる規制・制度改革：(案件に応じ関係TFで対応)

##### 人材育成分野での規制・制度改革

ナースプラクティショナー(NP)など専門性を高めた新しい職種の導入：医療TF

医療クラーク等の普及促進：医療TF

介護・保育分野における職業能力評価制度の導入：介護TF

外国高度人材誘致に向けた優遇制度の創設：海外人材TF

ITの利用を阻害している規制の見直し：IT・通信TF(各TFとも連携)

##### 地方による責任ある制度改革の推進

##### 構造改革特区の再活性化

自治体による「地方版規制改革会議」の設置の要請

国がガイドライン・通知等で自治体に対して規制改革の実施を要請した事項に関する実施状況の調査・公表(フォローアップ)：基本ルールTF

地方空港の活性化(空港別・時間帯別の料金の多様化を促す等)：航空・空港TF

### 3. 公共サービス改革報告書

「公共サービス改革報告書」は平成18年に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下、「公共サービス改革法」という。)が施行されてから3年が経過するのを前に、これまでの実績について評価を行って課題を抽出するとともに、今後の運用において改善すべき点等について取りまとめられたものである。

まず、これまでの成果として、官民競争入札等の対象として82の事業を選定し、そのうち48の事業について官民競争入札等が実施されている。その効果として、経費については、1年当たり約100億円の削減、定員については社会保険庁関係で約520人、法務省関係で約330人の純減の効果があったとしている。また、個別の事業に関して、民間事業者の創意工夫が引き出されたり、コストの正確な把握のための情報の開示を通じて透明性が向上したりしたこと等が挙げられている。また、地公体においても、公共サービス改革法に基づくものの外、こうした動きを受けて、独自の制度を設けて公共サービス改革が進められる等、国及び地公体を通じて一定の成果があったとしている。

その一方で、ア)各府省による自発的な取組が法務省の刑事施設の運営等に限られていること、イ)これまでの実施方法に基づく使用発注であるものが多く、民間事業者の創意工夫が發揮できる事例が限られていること、ウ)コストに関する情報が開示されてはいるが、民間事業者にとっては不明確な部分が多く、必ずしも透明性が確保されているとは言えないこと、エ)関連団体に有利な取扱いが行われていることが課題として挙げられている。その結果として、事業件数は3年間で82件に止まっており、その実施経費による内訳を見ても、10億円を超えるものは2件であり、1億円以上10億円未満が14件、1億円未満が43件と、半数以上が規模の小さなものとなっているとしている。こうした実態を踏まえ、今後公共サービス改革が採るべき方向性として、分野横断的な事項として以下の5つを提言している。

提言1：政治レベルでの方向性の提示

提言2：各府省による公共サービスの見直し案の作成、公共サービス改革法第38条<sup>5</sup>に基づく官民競争入札等監理委員会(以下、「監理委員会」という。)の勧告の活用等の監理委員会と各府省の公共サービス改革への取組の強化

提言3：公共サービス改革プロセスの活用

提言4：国民に向けた広報、意見提出を促進する取組の強化

提言5：幹部・職員の意識改革

また、主要分野については次の提言を行っている。

- ・施設管理：各府省の一般庁舎の管理への官民競争入札等の導入のための具体的方針の取りまとめ、一括管理の検討
- ・統計調査：郵送調査によるものであって事業所を対象とするものについて包括的民間開放の一層の推進、民間開放を通じた業務改革の検討
- ・公物管理：現在の実施方法、実施コスト等の情報の積極的開示、従来の管理方法の柔軟な見直し
- ・試験：大規模な試験についての官民競争入札等の導入の積極的な検討
- ・内部管理：旅費業務の包括的な民間開放及びそれに必要な制度上の課題の解決、その他の業務の府省単位又は府省横断的な官民競争入札等の導入の検討

提言1については、確かにそのとおりであるが、そもそも政治レベルにおいて公共サービス改革の必要性、重要性についての認識が希薄であるように見られるところ、いきなりそれを求めたとしても方向性を示すことは困難であろう。加えて、公共サービスの民間開放はサービスの質の低下につながるものであって、その担い手の中心は公務員であるべきであるという意識も根強いと考えられ、そうした認識や意識を払拭し、改革の意味や意義を政治レベルで正しく理解させることを優先すべきであろう。

提言2については、各府省の自主的な取組を求める部分が多いが、これまで自ら見直しを行ってこなかったことから、公共サービス改革の進展が停滞しているのもあって、単にそれを求めるだけでは足りない。その点において、公共サービス改革法第38条に基づく監理委員会の勧告を活用することを検討することは状況の改善につながると考えられるものの、これまで官民競争入札等の実施要項の審議等を通じて、所管府省に対して様々な角度から意見を述べてきたにも関わらず状況が変わらなかったことを考慮すると、それだけでは不十分であり、勧告の履行を担保する何らかの措置を併せて検討する必要があるものと考えられる。

提言3については、総論についてはそのとおりであると思われるが、円滑かつ効率的な審議・検討の推進のためには、監理委員会の権能の高度化、委員構成の見直し等を行う必要があると考えられる。

提言4については、公共サービス改革すなわち公共サービスの民営化といった誤解等が存在する中で、改革の意味や意義を

正しく理解してもらうことは、本取組を進める上で必要不可欠であるが、これは単に広報不足にのみ起因しているのではなく、国民の側に改革に関する現実感覚がないことによるものであると考えられ、改革そのものやそのメリットをいかに国民にとって身近なものとしていくのかについて、まず検討する必要があると考えられる。さらに、行政機関の側も、改革に対して持つ国民の意識についてより正確に把握するための、単なる世論調査に止まらない、マーケティング的な調査等を行う必要があるものと思われる。併せて、民間事業者等からの意見については、現状では意見を提出したとしても、それに対する各府省の考え方が提示されるだけで、それ以上協議を行うことはできない。これは、提案者と規制所管府省との間で3往復の協議が可能な構造改革特別区域制度に係る特例措置の提案と大きく異なる。3回ではなくとも、少なくとも各府省とのやりとりが、2往復はできるように意見提出手続の運用を改めるべきであると考えられる。これに際しては、内閣府の公共サービス改革推進室による提案者への手厚い支援が不可欠であり、民間からの者も含めた人員の増強、権限の強化等を検討すべきであると考えられる。

提言5については、これも重要な点ではあるが、意識改革にはある程度の時間を要するものと考えられるところ、行政機関の内部とは異なる考え方をもちた人材を外部から積極的に登用することを検討するべきであると思われる。

主要分野に関する提言については、施設管理に関しては、一括で行わなければ民間開放する意味は薄れてしまうところ、業務を民間に委託すれば民間開放を行ったと思いついでいることが問題であり、民間開放の目的とそれによって得られる利得を改めて明確かつ具体的にすること等により加速化することも検討すべきであると考えられる。

統計調査に関しては、その担い手は行政機関に限られないことを再認識しつつ、現状を前提としない、統計調査の目的から得られるべき結果及びその活用まで考慮に入れた民間開放、つまり、最も合理的な方法により調査を行い、汎用性が高い結果を生産する民間開放を検討すべきであると考えられる。

公物管理に関しては、提言の内容はそのとおりであると考えられるが、さらに言えば、民間事業者等からの意見も考慮に入れつつ、当該公物は何を目的として設置され、その目的を達成する手段としては現状の公物の在り方は妥当であると言えるのかについてまで踏み込んで検討を行った上で、積極的な民間開放を行うべきであると考えられる。

試験に関しては、この提言に加えて、一切の制限を設けることなく積極的に民間開放を検討するべきであると考えられる。

内部管理に関しては、特定の業務を包括的にという考え方がある一方で、合理的に業務や機能を組み合わせるという発想もありうる。内部管理業務については、特に業務の合理化、効率化を念頭に置いて民間開放を検討すべきである。また、民間開放において課題となっている法令の規定については、まず合理的、効率的な業務の実施を考え、これを基準として整合的でない規定は躊躇なく改正していくこととすべきであると考えられる。

#### 4. おわりに

以上の動きは、これまで停滞してきたと言われてきた、規制改革及び公共サービス改革について、それを転換するものであると考えることができる。より正確に言えば、経済危機に直面している我が国にあっては、これまでは国の財政出動によってこれを回避するための措置が講じられてきたが、そうした財政的措置は、財源の問題もあり、一時的なものでしかありえない。したがって、経済危機を回避し、我が国経済を持続可能なものに回復させていくためには、持続可能な措置を講じることが必要であり、それが以上に示された規制改革及び公共サービス改革に関する動きであると言える。よって、民間事業者としては、危機に陥ったと言われて以降数ヶ月程度は国の予算措置を念頭に置いたビジネスを検討してきたところ、これを規制改革等を活用したビジネス、ビジネスチャンス等の創出の検討に頭を転換する必要がある。例えば、規制改革要望等の集中受付月間はそのための絶好の機会であり、そうした機会の積極的活用をこれまで以上に検討する必要があるものと考えられる。

- 1 詳細は、諮問会議のウェブサイト<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2009/0519/agenda.html>を参照されたい。
- 2 規制当局と研究開発関係者が開発と並行して継続的に協議する場（府省協議会）を設け、研究資金制度面や規制面において、個々の課題の特質に応じた特例措置を講じ、実用化を促進するもの。
- 3 今国会において、4月22日に可決・成立した「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき設立することとされているもの。
- 4 平成21年度第2回規制改革会議、6月5日開催。
- 5 公共サービス改革法における規定は以下のとおりである。  
第38条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。  
2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。  
3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。  
4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第2項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

# ソーシャル・イノベーションと 多国籍企業

新谷大輔 海外情報室研究員

## 多国籍企業のインパクト

社会的責任はあらゆる組織に存在しているものであり、企業だけの問題ではないことは言うまでもない。しかし、社会に及ぼす影響力の大きさをかんがみれば、中小企業やNPOに比し、全世界で事業を展開する多国籍企業が社会に及ぼすインパクトは極めて大きい。

彼らの商品は先進国だけでなく、広く途上国市場でも販売され、またそれらの多くはコストの安い途上国の製造工場で作られ、多くの取引先から原材料などを調達する。これは多国籍企業のかかわるステークホルダーが多様であることを意味する。すなわち、ステークホルダーの数だけ様々な社会的インパクトを及ぼし得るとも言えるだろう。

また、右ページの表にあるように、いまや多国籍企業が全世界で稼ぎ出す売り上げは一つの国家のGDPに相当するほどの規模になっている。こうした値からも、多国籍企業の社会的インパクトの大きさを認識することができるだろう。

## 多国籍企業と経済発展

多国籍企業の有する社会的な影響力は自然破壊や労働集約型工場の労働環境など、ネガティブなものだけでは決まらない。その事業を通じて、人々の生活を豊かにする一助を担ってきたことは事実である。途上国において工場を建設することで、その地に多くの雇用を生み出し、産業育成に貢献してきた。中国や東南アジア諸国の発展はまさに企業投資の結果によるものであった。

また、近代における産業発展は革新的な発明と、そこにヒントを得た企業間による競争を背景として生まれてきたものにほかならず、資本主義社会においては企業なくしての経済発展はあり得ない。無論、IT革命の礎を築いたインターネット技術は、元々は軍事技術からの応用であり、政府がその発展のきっかけをつくっている場合も少なくない。イノベーションは発明だけでも、ただ企業が存在するだけでも、起こり得るものではなく、様々なセクターによる連携があってこそのものである。

現代においては、これまでとは全く異なる価値観を背景とする革命が起こりつつある。それは環境や生態系、さらには

貧困削減といったように、地球社会の「サステナビリティ」を維持しながら、発展を目指すイノベーションである。地球温暖化問題を背景とした排出権取引の発明とその市場化はソーシャル・イノベーションと言えるものであろう。また、貧困削減に対して、小額の融資を原資にスモールビジネスを興すことで自立を促すマイクロファイナンスは新たなソーシャル・イノベーションとして脚光を浴びている。

## BOPビジネスの勃興

また最近では、欧米の多国籍企業を中心として、ミレニアム開発目標の達成を事業に統合する動きも活発化している。低所得者層を消費者ととらえ、彼らの自立を促しながらビジネスを行っていくBOPビジネスはその典型である。本誌でもこれまでに紹介してきたユニリーバのインド法人であるヒンドウスタン・ユニリーバによる、農村女性を支援しながら、彼女らを、同社製品を販売するディストリビューターとして育て、農村の隅々まで販売網を広げる「プロジェクト・シャクティ」や、ヨード欠乏症の問題を解決しながら事業化を図ったヨード入り塩の「アンナプルナ・ソルト」などはまさにその典型例である。

こうした「ビジネスモデル」は多国籍企業にとって、新たなモデルである。所得水準、貧弱なインフラなどを背景とし、これまで市場としてはとらえられてこなかった層を対象にした事業だけに、ほとんど手つかずの市場であり、その分、競争相手もない魅力的なビジネスモデルである。当然ながら、BOP市場における消費者層は貧困などミレニアム開発目標に掲げられるような課題を抱えることも少なくなく、彼らへの支援も同時に行わなければ事業そのものが成立しないこともあり得ることから、現地のパートナーNGOとの連携、USAIDやDFIDといった国際援助機関が有する支援スキームを組み合わせることが欠かせない。

## BOP “一歩手前” ビジネスとその可能性

さて一方、日本企業はこれまでアジアを中心に様々な企業が進出し、多くの途上国を市場として事業を行ってきているが、その多くは日本など先進国で展開してきたモデルをその

世界各国GDPと主要企業売上高の比較 (2006年度、単位：百万ドル)

1	米国	13,201,819	18	ベルギー	392,001	35	アルゼンチン	214,058
2	日本	4,340,133	19	スウェーデン	384,927	36	フィンランド	209,445
3	ドイツ	2,906,681	20	スイス	379,758	37	ゼネラル・モーターズ (米)	207,349
4	中国	2,668,071	21	インドネシア	364,459	38	タイ	206,247
5	英国	2,345,015	22	ウォルマート (米)	351,139	39	トヨタ (日)	204,746
6	フランス	2,230,721	23	エグソン・モービル (米)	347,254	40	シェブロン (米)	200,567
7	イタリア	1,844,749	24	ポーランド	338,733	41	ポルトガル	192,572
8	カナダ	1,251,463	25	オーストリア	322,444	42	ダイムラー・クライスラー (独)	190,191
9	スペイン	1,223,988	26	ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭)	318,845	43	香港	189,798
10	ブラジル	1,067,962	27	ノルウェー	310,960	44	ベネズエラ	181,862
11	ロシア	986,940	28	サウジアラビア	309,778	45	コノコ・フィリップス (米)	172,451
12	インド	906,268	29	デンマーク	275,237	46	トタル (仏)	168,357
13	韓国	888,024	30	BP (英)	274,316	47	ゼネラル・エレクトリック (米)	168,307
14	メキシコ	839,182	31	南アフリカ	254,992	48	フォード (米)	160,126
15	オーストラリア	768,178	32	ギリシャ	244,951	49	ING (蘭)	158,274
16	オランダ	657,590	33	イラン	222,889	50	マレーシア	148,940
17	トルコ	402,710	34	アイルランド	222,650			

出所：World Development Report 2008、Fortune Global 500 2007年版より作成

まま当てはめるものであり、そのため、一人当たりGDPも2,000ドルを超えるような市場、もしくは富裕層が存在する市場が主たる戦場であった。日本企業におけるBOPビジネスの進捗状況を考えてみれば、住友化学がアフリカで展開するマラリア感染者の撲滅を目指す薬剤入りの蚊帳である「オリセット・ネット」事業など数える程度にすぎない。しかし、日本企業においても、消費財や食品のメーカーなどで、徹底的な生活調査を行い、最貧困層とまではいかないものの、その手前の層までをターゲットとした事業はいくつも存在する。

例えば、味の素はどの国においても、ワンコインで買えるように、それぞれの国でパッケージの大きさを変えている。そのため、途上国においては日本のようなある程度の量での販売ではなく、小袋での販売がメインである。こうしたいわば、「小袋戦略」は、ユニリーバやP&Gによる洗剤事業でも同様に行われる、低所得者層をも意識した販売方法であろう。また、ヤクルトがタイにおいてヤクルトレディを育成しながらコミュニティでの配達事業を展開していることは、ヤクルトを購入できる都市部住民が中心となると思われるものの、その販売方法の開拓においては現地ニーズや市民の志向などを徹底調査した上での展開であることは言うまでもないだろう。

そして、花王がタイで展開する手洗い洗剤「アタック・イージー」は、あくまでも通常のビジネス戦略と言いながらも、その手法や発想においてはBOPビジネス的な要素が盛り込まれている。花王は1960年代からタイ市場への進出を果たしているが、濃縮洗剤がタイの中流階級以上（洗濯機が買える所得層）を主要ターゲットとしたものであったことに対し、タイでは手洗いによる洗濯が一般的に行われている現状を知り、2002年からプロジェクトチームを立ち上げ、その潜在的需要を反映した商品の改良に踏み切っていく。そして、その商品開発のための現地でのニーズ調査においては、何百回もの家庭訪問を実施、現地の文化や生活習慣、特徴

などを把握したという。2006年1月の商品販売開始後は、キャラバン隊を組織し地方で商品の使用方法を教え、付け置き洗いやもみ洗いなどそれまでタイにはなかった洗濯方法を紹介して回るなど、タイ社会に深く根付くための活動を展開している。

ところで、これらはそのほとんどすべてはマーケティングの一環である。BOPビジネスを展開するために、この手洗い洗剤事業を進めたのでも、無論、タイ社会に対する社会貢献活動というわけでもない。BOPビジネスはあくまで「ビジネス」の一環ではあるが、その社会目的性は明確であり、何らかの問題解決のためのビジネスモデルという意味合いが強い。その点、花王における本事業の位置付けは確かに同社CSRレポートに記述があるように、「この事業を通し、現地女性の労働時間削減に大きく貢献」したものであると思われるが、当初からそれを目的としたビジネスというわけではないだろう。

しかし、同社は2004年に制定したそのCSR戦略において、社会的課題の解決を意識した「モノづくり」を推進することをうたっている。常に本業ビジネスの中に、こうした視点を入れていくことは、CSRを当たり前を意識していくことへとつながっていく。

BOPビジネスへのヒントはこうした日本企業の様々な途上国での取り組みの中に山のように蓄積されている。いかにそこへ「社会的課題の解決」の視点を明確にしていくか、どのようなエッセンスを加えれば、それが実現できるのか。前述したユニリーバのヨード添加塩においてはプラスアルファのエッセンスが社会的課題としてのヨード欠乏症と、そしてその解決のために「ヨード」を添加するという発想である。今後こうした視点が必要になってくるだろう。多国籍企業にとって、社会的課題の解決は重い責任である。いかにそれを事業の中で実現していくか。それはまず、既存のビジネスの中にヒントがあり、そこにプラスアルファの視点を加えていくことが、近道ではないだろうか。



# 危機下の世界経済

- 反動としての「大きな政府」路線と国際協調への期待 -

小村智宏

経済・産業分析室主任研究員

## 政策対応の効果で急落は一段落

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機は、米国と欧州を震源として、輸出の減退や国際的な資金の流れの混乱といった形で、世界の大部分の地域へ波及していった。産業別に見ても、需要の落ち込みは信用収縮の影響に直撃された住宅や自動車、設備機械などが先行したが、部品や原材料のメーカーも含むそれらの関連産業において極めて迅速な生産調整、さらには賃金カットや雇用調整が実施され、それが消費の鈍化をもたらしたことで、危機の影響は、広範囲の産業に広がった。

こうした展開は、経済のグローバル化の結果、世界経済の一体化が進んでいることと、需要後退に対する企業の対応力が格段に向上していることの証左と言えるが、その帰結として、局所的な問題が世界規模の重大な障害にエスカレートしやすい構造が形成されていることが浮き彫りになった。危機発生当初は影響を比較的受けないと見られていた日本も、主力とする自動車や設備機械、それらの素材や部品の需要が世界的に減退したことで、サブプライム問題に直撃された欧米諸国以上に落ち込んだ（右ページ表）。

しかし2009年に入ると、全体に厳しい状況が続く中でも、政府による景気刺激策の効果で中国の需要が回復し、その恩恵が中国向け輸出の回復を通じて多くの国・地域に及ぶなど、明るい情報も散見されるようになってきた。3月には各国の自動車販売の増加や米国の住宅関連の指標に底入れ感が見られるなど、公的な統計データにも好材料が表れ始め、2008年終盤の「全地域・全分野での急落」という事態は、ひとまずは一段落したとの認識が広まった。下方修正が相次いでいた各種機関による成長率見通しも、低水準ではあるが下げ止まる形となっている。それを好感して、各国の株式市場が上昇に転じ、全般的に落ち込んだ商品市場においても、一時1バレル30ドル台にまで低下したWTIが、金融要因で急騰する直前の2007年8月の水準に近い70ドル近傍に回復してきたのはじめ、値を戻す動きが目立っている。

その要因としては、需要後退に対して企業セクターが見せた迅速な生産調整の結果、早期に在庫調整が進んだことに加えて、金融危機発生直後から各国政府が展開してきた政策対応の効果が顕在化したことが挙げられる。今回の金融危機に際しては、発生直後から各国中央銀行による金融緩和と金融市場への資金供給、続いて欧州諸国を先駆とする公的資金による金融機関への資本注入が迅速かつ大規模に行われた。加えて、インフラ整備や環境関連を中心とする公共支出の拡大や減税、さらには中央銀行による一般企業の社債や株式の購入などの「非伝統的政策」といった景気刺激策が世界各国で相次いで打ち出され、順次実行に移されてき

たことで、急激に進んだ需要の減退にも徐々に歯止めがかかる兆しが見えてきている。

今後も、大幅な雇用の悪化の影響が遅れて顕在化する可能性や、国際的な金融システムの脆弱性といった懸念材料も依然として残っており、世界経済に対しては引き続き警戒が必要な状況であることに変わりはない。当面は、そうしたネガティブなファクターと各国政府の政策対応の効果が拮抗する形が想定されるが、年後半以降は、政策効果が一段と明確になることに加え、その二次的な効果の広がりも期待できることから、2009年末から2010年初にかけて、世界経済は「底入れ」の段階を迎えるものと考えられる。

## 「大きな政府」への反転と警戒

金融危機からの脱却を目指すここまでの過程では、従来の「自由・市場・小さな政府」を志向する路線とは逆の「規制・計画・大きな政府」に向かう動きが目立っている。信用収縮にともなう急激な需要後退が進行する中では、中央銀行による金融仲介機能の肩代わりや財政支出の拡大をはじめとして、政府の役割は大きくならざるを得ない。危機に瀕した金融機関を公的資金による資本注入で救済するのその一環だ。また、政府による需要創出策においては、特定の経済活動に対する補助金や減税の形で市場に介入し、新エネルギー開発や環境関連、教育や医療などの領域での経済活動を計画的に強化していくことが図られている。市場メカニズムを絶対視する姿勢を改めて、空売り規制の導入や時価会計原則の緩和を実施するとともに、金融危機をもたらした金融産業の暴走の再発を防ぐための規制強化も検討されている。社会不安の背景ともなりつつあった格差の拡大に対応したセーフティネットの拡充も進められている。いずれも明らかに「規制・計画・大きな政府」に向かう動きである。

こうした方向転換は、1980年代から続いてきた「自由・市場・小さな政府」を基軸とする世界規模の発展パターンが限界に達し、弊害が大きくなってきたことへの対応と位置付けられる。今回の金融危機は、サブプライム問題の帰結であると同時に、1990年代後半以降に起きたアジア通貨危機やITバブルの生成と崩壊、エンロン、ワールドコム経営破綻、世界各国で相次いだ株式や不動産のバブル、先進国と新興国の双方での格差の拡大、環境破壊の進行、過度の私益主義の蔓延などと同様、行き過ぎた規制緩和と過度の市場重視がもたらした問題と言える。1980年代以降の「自由・市場・小さな政府」の潮流は、1970年代の世界に蔓延していた経済の停滞や非効率の累積を一掃し、世界経済を再活性化させたが、21世紀の初頭には、その行き過ぎにともなう弊害が大きく

米・欧・日の実質成長率（前期比年率）

	2008年10 - 12月期	2009年1 - 3月期
米国	6.3%	5.7%
EU (27カ国)	6.7%	9.1%
日本	13.5%	14.2%

なってきたのである。

現在進みつつある「大きな政府」の路線は、そうした行き過ぎを是正する反動的な動きでもあり、その意味では1930年代の大恐慌をもたらした「野放しの資本主義」からの脱却を目指した1950年代・60年代の路線とオーバーラップする。しかし今回の路線転換にあたっては、1970年代の経験を踏まえて、「大きな政府」の過度の進展や長期化は、経済活動の非効率化と活力の減退につながる事が明確に認識されている。そのため、今回の危機に対する政策対応でも「何でもあり」というムードは危機発生後の当初段階までで、2009年に入ると、「必要であれば追加する」という姿勢は維持しつつも、費用対効果や長期的な影響を勘案して政策を取捨しようというムードが強くなってきた。また、「大きな政府」の路線に対しては、市場機能の毀損や財政赤字の累増などの弊害を指摘する声も高まっており、一連の政策はあくまでも危機への対応にともなう一時的なものとして位置付け、政策対応とセットで、財政再建プランや、事実上「国有化」した金融機関の再民营化策などの「出口戦略」を設定しようという動きも目立ってきている。

こうした動きからは、今後の世界は、当面の危機対応と市場重視や規制緩和の行き過ぎを是正するという観点から「規制・計画・大きな政府」の方向に向かうことは間違いないとしても、その流れが過度に進行したり長期化したりといった事態を回避し、「自由・市場・小さな政府」から生じるメリットとの間の最適解を探っていく方向にシフトしていくことが想定される。米国のオバマ大統領が、1月20日の就任演説で「大きな政府が小さな政府かは問題ではない。問題は政府が機能するか否かだ」と述べたのも、その方向性を示すメッセージと理解できるだろう。

## 経済政策のグローバル化への期待

21世紀の「規制・計画・大きな政府」の路線は、グローバル化した経済が舞台となるという点で、1950年代・60年代とは大きく異なっている。冷戦後の世界では、ITの飛躍的な進歩と浸透もあって、世界経済は極めて緊密に一体化した。その過程では、経済が成熟化し成長余地が限られてきた先進国から、豊富な成長余地を残している新興国への投資資金の移動を促進する金融産業の活動が強力な加速因子として働いていた。金融危機後の世界では、金融による加速因子は後退せざるを得ないが、先進国企業が新興国に成長の場を求め、新興国経済が先進国企業の活動に支えられて成長を加速させる、一種の“win-win”の関係は引き続き効力を維持しており、グローバル化の潮流自体は持続することが想定できる。

ただ、世界経済の緊密化、一体化が進行した結果として、各国

が独自に経済政策を遂行することが極めて困難になってきている。例えば、企業活動がグローバル化し、事業拠点をどこの国に置かかを比較的容易に選べるようになったことで、企業活動に厳しい規制を課したり法人税率を引き上げたりといった政策は、企業の国外流出、つまりは雇用と税収の縮小につながるため、政府として選択し難くなっている。この構図は、「自由・市場・小さな政府」を志向する時代には大きな問題とはならないが、個々の政府が規制を強化しようとする際には、大きな障害となる。

また、今回の金融危機への対応において鮮明になったように、特定の国が財政赤字拡大などのコストをかけて景気対策を実施しても、その効果は貿易取引や金融取引を通じて他の国を利する一方で、その分だけ当該国に対する効果は小さくなってしまふ。米国政府が2月に成立させた景気対策法案にバイ・アメリカン条項が盛り込まれたことなど、保護主義的な動きが広がったのも、政策効果の漏出への懸念が高まったことが背景の一つとなっている。とはいえ、保護主義の台頭が世界規模の経済危機を一層深刻化させ、ついには第二次世界大戦の遠因となった1930年代の経験を踏まえて、保護主義を抑えこむことは国際社会のコンセンサスともなっている。

このような構図を考えると、世界的な経済危機に有効な政策対応を実施するため、加えて、産業規制を実効あるものとしていくため、さらには保護主義の広がりを抑えるためにも、政策の実行にあたっての国際的な協調体制の構築が重要になる。そのための枠組みとしては、従来のG7、G8に新興諸国を加えたG20によるコンセンサス形成の試みがスタートしている。2008年11月のワシントンに続いて2009年4月にロンドンで開催された第2回G20金融サミットでは、危機対応における国際協調と保護主義抑制の方針があらためて確認された。9月にピッツバーグで開催予定の第3回では、より具体的な政策協調に関する議論が期待されている。ただ、G20の枠組みでは、単に参加者が増えただけでなく、経済や政治の体制、発展段階などさまざまな面で異質な国々の間でコンセンサスを探るプロセスとなるため、少なくとも当面は迅速な進展は期待し難い。そのため、先進国と新興国の双方の代表格である米国と中国のG2による交渉・議論にも注目が集まる形となっている。

こうした動きは、経済活動のグローバル化に比べて遅れていた経済政策のグローバル化の流れと位置付けられる。この流れが力を増せば、金融をはじめとする国際的な産業規制の実効や、依然として世界規模の問題である資源や環境の問題への対応においても大きな意味を持つてくる。経済政策のグローバル化は、現下の危機からの脱却を超えて、21世紀初頭の世界における最大の課題と位置付けられるだろう。



# 急速な調整を脱しつつある 日本経済

長谷川公一

経済・産業分析室主任研究員

## 輸出減少による調整を経て、持ち直しの動きが見られてきた2009年前半の日本経済

2009年前半の日本経済は、昨年9月以降の金融危機の影響による輸出の減少とそれに伴う国内在庫の圧縮や雇用の調整により、2月までは急速な悪化が続いてきたが、3月以降、持ち直しの動きが徐々に見られるようになってきた。内外での在庫調整が進化したことや中国での需要拡大を受けて生産や輸出が増加に転じるなど、悪化が続く局面からは脱したと言える。過去最大となる政府の景気刺激策も実施され、個人消費の一部にはその押し上げ効果も見られてきている。日本経済は、金融危機以前と比べてその水準はまだ低いものの、持ち直しの動きが表れつつある。

### (1) 外需の落ち込みが内需に波及(08年10-12月期 09年1~2月)

昨年の10 - 12月期に見られた輸出の落ち込みは、信用収縮を直接受ける形で表れた。代金決済のリスクを低減させて取引を円滑にさせるはずの貿易金融が麻痺したために、海外企業との取引ができなくなる事態が多発した。また、米国やロシア・東欧諸国などで自動車ローンの与信が一気に厳格化されたことで販売に支障を来し、自動車の輸出が大幅に減少した。輸出の急落を受け、10 - 12月期の実質GDP成長率は、前期比3.6% (年率換算 13.5%) と戦後最大の落ち込みを記録することとなった。輸出(実質)は前期比 14.7%の落ち込みとなったが、輸入の方は名目では原油価格下落の影響を受けて同18.8%と急落したものの、実質では3.1%の増加となり、実質で見た外需(貿易収支)の落ち込みをさらに大きなものにさせた。日本の10 - 12月期の成長率は、主要国で最も低くなったが、その要因として、他の国の輸入(実質)が減る中で、日本では増加となったことが大きく響いた。

2009年に入ってから、貿易金融は徐々に安定化し、決済のための信用状(L/C)の発行も大企業を中心に改善が見られてきた。しかし、輸出は1月、2月とさらに大きく減少することになった。これは10 - 12月期に、自動車を中心に幅広い製品で海外での在庫が積み上がったため、その圧縮を急速に進めたことが輸出のさらなる減少につながった。この輸出の減少分に加えて、国内でも在庫調整を進めていたことから、生産は1月から2月にかけて過去最大の減少率となった。同時に収益の下方修正も相次いだことから、企業は新規の設備投資を見合

わせる動きを加速させ、さらに雇用調整を進めたことや残業時間の減少で給与も減少したことから個人消費も停滞し、日本経済は内需も落ち込むことになった。1 - 3月期の実質GDP成長率は、前期比 3.8% (年率換算 14.2%) と2四半期連続で戦後最大の落ち込みを更新したが、3.8%の減少率のうち、内需は 2.3%分を占め、外需の 1.4%よりも大きな下押し要因となった。

### (2) 持ち直しの動きが表れてきた日本経済(09年3月以降)

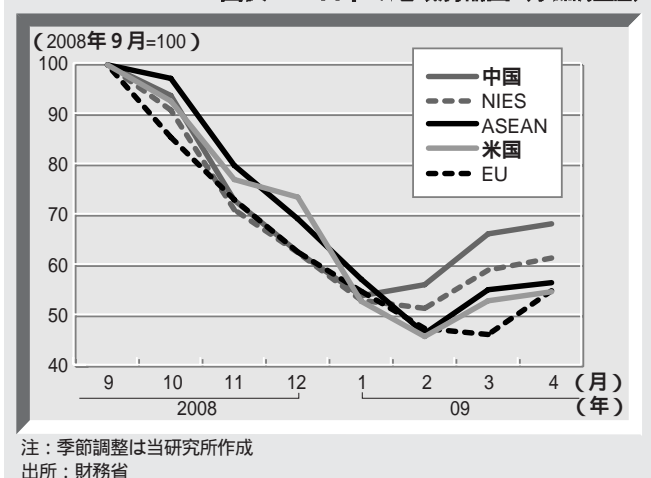
企業が在庫調整を急速に進めたことが2009年1 - 3月期の成長率を大きく下げの一因となったが、調整が速かったことで3月には内外の在庫水準はかなり下がり、特に国内在庫については2005年の水準にまで低下した。特定の産業や企業では在庫調整を4月以降もさらに進めているところもあるが、日本経済全体として見た場合には、在庫の調整は1 - 3月期でほぼ一巡したと言える。加えて中国をはじめとしたアジア諸国で需要が持ち直し、これら地域への輸出が増えてきたことから、生産は3月以降増加を続けている。

中国向けの輸出については、特に電子部品や化学品などを中心に持ち直しが見られる。政府の4兆元の景気刺激策の効果が年明けから表れ、家電や自動車用の電子部品や素材、インフラ投資向けの機械や原材料などの需要が高まっている。中国での需要拡大を受け、韓国や台湾などから中国への輸出も増えており、その部品や素材を中心に日本からそれらの国への輸出も増加してきている。

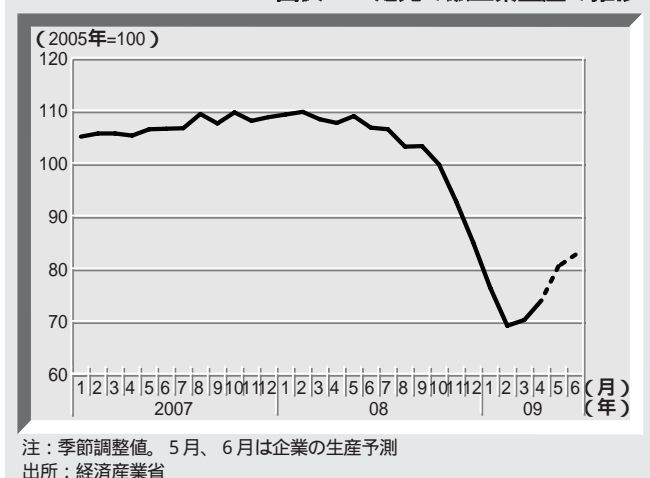
米国向けは、主力の自動車に底入れ感が見られるものの回復力が弱く、住宅着工も低水準が続いていることなどから、持ち直しの動きは緩やかなものとなっている。EU向けは、ユーロ安の影響もあり大幅な落ち込みが続いていたが、ドイツやスペインなどで自動車の買い替え補助(スクラップ・インセンティブ)が実施された影響で自動車販売が増えており、4月には日本からの輸出も大きく伸びている。

持ち直しの見られてきた日本経済であるが、雇用環境については厳しい状況が続いている。企業は雇用調整を進めてきたため、昨年末から失業率が上昇し、4月には5.0%まで上昇し、有効求人倍率も0.46倍と過去最低の水準にまで落ちた。雇用情勢は、生産活動や輸出動向などから遅れて表れてくるため、当面は厳しい状況が続くものとみられる。

図表 1 : 日本の地域別輸出 (季節調整値)



図表 2 : 足元の鉱工業生産の推移



## 次の成長へと向かう2009年後半の日本経済

### (1) 外需の持ち直しと景気刺激策で押し上げられる

2009年の後半には、各国の景気刺激策が本格的に実施されるため、日本の輸出は緩やかに持ち直していくとみられる。特に、中国やその他のアジア諸国は、政府の景気刺激策に加え、金融危機の影響が比較的小さかったこともあり、米国や欧州に比べて回復のテンポが速く、日本からの輸出も電子部品や素材を中心に増加していくとみられる。欧州では自動車のスクラップ・インセンティブの動きが英国などにも広がっていることから、引き続き自動車を中心に日本からの輸出は増えていく見込みである。米国についても2009年後半にスクラップ・インセンティブを導入するとみられており、自動車の最大の輸出先であるだけにその動向が注目されることである。

日本でも昨年秋以降、政府が大規模な景気対策を相次いで実施してきた。昨年10月に「緊急総合対策(事業規模11.5兆円)」、その後、今年1月には「生活対策(同27兆円)」、3月には「生活防衛のための緊急対策(同37兆円)」を成立させ、2008年度内に合計で事業規模75兆円、予算措置12兆円となる景気刺激策を実施させ、財政支出も本格化した。その中には、総額2兆円の定額給付金の支給や最大で600万円となる過去最大規模の住宅ローン減税、高速道路料金の引き下げ、環境対応車購入に対する減税(エコカー減税)などがあり、既にその効果が表れているものもある。過去最大の住宅ローン減税の適用によりモデルルームへの客足が伸びており、住宅販売にも持ち直しの動きが出てきているほか、高速道路の料金引き下げにより旅行需要が高まっており各種施設の利用などが増加している。エコカー減税の影響も大きく出ており、対象車種の中には計画の3倍以上の受注を得ているものもある。

政府は、2009年度に入りさらに追加の景気対策を掲げ、事業規模56.8兆円、予算措置15.4兆円に上る過去最大の「経済危機対策」を5月末に成立させた。この対策には、低炭素社会の構築を目指す観点から、低燃費車や省エネ家電などの購入促進策が盛り込まれた。低燃費車購入の補助制度では、新車登録後13年超の乗用車を廃棄して購入する場合には、最大25万円の補助

がなされるスクラップ・インセンティブを導入した。また、省エネ性能の高い薄型テレビ、エアコン、冷蔵庫を購入した場合には、購入額の5%~13%相当分をエコポイントとして計上し、他の商品の購入などに充てることができる。さらに、太陽光発電パネル設置向けの補助金も積み増されることになった。低燃費車購入の補助制度は4月以降、省エネ家電については5月15日以降の購入が対象となっており、その効果が既に出始めている。2009年後半には、それに加え、公共事業の前倒し着工も本格化することから、その分、内需は確実に押し上げられることになる。

### (2) 次の成長に求められる日本の対応

政府の景気刺激策は、需要の落ちている足元では有効であるが、2010年度以降、その効果は薄れてくるため、次の成長に向けた改革が今後は求められてくる。例えば、国際競争力を強化するための法人税減税を含む税制改正などについて検討していくことが必要となる。

また、日本企業の対応としては、引き続き海外での需要を的確にとらえていくことが重要となるが、これまでは、海外で拡大する需要を必ずしもとらえきれていなかった面もあった。日本企業は、付加価値の高い製品を開発・生産していくことで競争力を高め、先進国の消費者や新興国の富裕層の需要にこたえてきたが、一方で、新興国で圧倒的な人口シェアを持つ低所得者層の求める商品には必ずしも十分にこたえてきたとは言えない状況である。彼らの求める製品は、「故障の少ない、機能を絞った低価格品」であり、日本の汎用製品よりも一段と価格の低い製品が中心となっている。新興国は成長率が高いだけに、低所得者層の所得拡大とともに家電や自動車の購入層も増加してくるため、現地生産体制の再編も含め、そのような需要にもこたえていくことが今後ますます求められる。

金融危機後、世界的に過剰消費が抑えられる中、日本企業を取り巻く外部環境は、これまでの欧米の自動車メーカーや韓国、台湾の電機メーカーとの競争に加え、新興国のメーカーとの競争も本格化してくることになり、それに対応していくことが日本経済の次の成長に欠かせないものとなって来るだろう。

# マレーシア～拡大するイスラム市場へのハブ

海外情報室主任研究員 島戸治江

近年イスラム金融<sup>1</sup>やハラール食品産業<sup>2</sup>といったイスラムビジネスの成長性が注目を集めている。その背景として、以下の3点が挙げられる。第一に、イスラム人口は規模が大きく、かつ人口の増加ペースが速いためである。世界のイスラム人口は2000年時点でおよそ13億人だったものが、08年には16億人を超え、さらに2025年には約20億人に達すると推定される（国連試算）。ムスリム（イスラム教徒）が世界人口に占める割合は現在の4人に1人から、15年後には3人に1人まで増えるのである。第二に、インドネシア（約2.1億人）、パキスタン（約1.7億人）、インド（約1.5億人）、バングラデシュ（約1.3億人）などを中心に、世界の成長センターであるアジアに、イスラム人口の過半、約8.4億人がいるという事実である。第三に、イスラムビジネスはムスリムのみを対象としたものではなく、非ムスリムにも開かれたものであり、このことがイスラムビジネスに大きな広がりを持たせている。例えば、スクーク（イスラム債）の市場では発行体も投資家も非ムスリムという場合が珍しくはない。スクークが通常の債券と比較して経済的にメリットがあるなら、非ムスリムも市場に参加する。一方、世界的な金融危機を招いた米国型金融資本主義のあり方に疑問が呈される中、投機的運用や過度な借り入れを戒めるイスラム金融の長所が見直されているという側面もある。

以下では、経済開発とイスラム的価値の融合という独自の試みの下、東アジアにおけるイスラム金融の中心地として発展してきたマレーシアの事例を紹介する。

## ▶ 非ムスリムにも浸透するイスラム金融

マレーシアでは、世界のイスラム金融センターを目指すという目標の下、政府の強力なイニシアティブにより、中央銀行を中心に関係省庁の連携を図りながら、イスラム金融の育成が進められてきた。1980年代初めと早くからイスラム金融に関する基本法の整備に着手するとともに、イスラム金融が通常の金融に対して十分に競争力を持つように市場環境が整備されてきた。具体的には、税制優遇の付与、二重課税の回避などの措置である。この結果、マレーシアでは、通常の金融商品と比べ若干有利な条件でイスラム金融商品が提供される環境にあったことから、イスラム金融市場が拡大した。

マレーシアがイスラム金融先進国として位置付けられる所以は、イスラム金融育成のノウハウ蓄積<sup>3</sup>だけでなく、世界最大規模のスクークやタカフル（イスラム保険）の市場を有する点にもある。世界のスクーク発行額は2003～07年まで年平均57%増と急速に拡大し、うちマレーシアが圧倒的な割合を占めてきた（2000～07年の世界のスクーク発行額累計の61%）。一方、08年は、金融危機の影響

によりマレーシアでの発行額が前年比78%減の59億ドルと大幅に落ち込んだのに伴い、世界全体の発行額も同66%減の158億ドルへと縮小し、マレーシアの動向が世界市場に大きく影響している。

一方、イスラム銀行部門は、2010年までにイスラム銀行資産が全体に占める割合を20%にする政府目標を掲げ、市場環境を整備してきた結果、過去10年以上にわたり銀行部門全体の伸びを上回るペースで拡大し、イスラム銀行資産の割合は1998年の4%弱から2008年は14.5%（約520億ドル）まで上昇した。また、タカフル市場は、ファミリータカフル（生命保険）を中心に05年以降、急速に拡大し、マレーシアはサウジアラビアと並ぶ世界最大の市場に成長した（世界シェア23%）。興味深いのは、イスラム銀行・保険商品は、ムスリムだけでなく非ムスリムにも浸透している点である。マレーシアの業界関係者へのヒアリングによれば、各銀行がシェア獲得のため、イスラム預金は一般の預金と比べ高利回りで、貸出は低利で設定したことから、非ムスリムによる利用が増加したとされる。一方、マレーシアではもともと華人の間で生命保険が浸透していたこともあり、タカフルの顧客の40%は非ムスリムである。

## ▶ 国際センター化に向けた次なる発展

マレーシアのイスラム金融の次なる段階は国際センターとしての発展である。政府は2006年に「マレーシア国際イスラム金融センター（MIFC）」構想を発表し、新たに外貨建てのイスラム銀行およびタカフル会社の事業を認可した。その最大の狙いは、マレーシアを拠点に中東オイルマネーをアジアに還流させることにある。マレーシアは世界最大のスクーク発行国であるが、自国通貨リング建てが主体で、投資家や発行体は地場企業が多いのが現状であり、本格的な国際センターとしての発展はこれからだ。

MIFC構想が策定された背景にはロンドン、シンガポール、香港など非イスラム国の金融センターが、中東オイルマネーの取り込みや国際金融センターとしての地位向上を目的にイスラム金融の振興を積極化し、これに対しマレーシアが危機感を強めたことが挙げられる。隣国シンガポールは資産運用ハブを目指す中、金融商品の品揃えの一つとしてイスラム金融の振興に乗り出し、香港も07年10月以降、香港政府の強いイニシアティブの下、イスラム金融への取り組みを開始した。一方、英国ロンドンは中東オイルマネーの経由地としての歴史は古いが、1999年以降、政府があらためてイスラム金融への取り組みを積極化しており、初のイスラム国債の発行も検討している。加えて、世界最大のイスラム人口を抱えるインドネシアは、これまでイスラム金融の育成でマレーシアに遅れを取ってきたが、最近、中東マネーの取り込みを狙った動きを活発化させている。09年4月、初のドル建てスクーク国債を発行し、

## マレーシアにおけるイスラム金融の最新動向

年月	動向
08年1月	地場商銀最大手マラヤン・バンキング(メイバンク)がイスラム専門銀行を開業。
2月	英国HSBCがイスラム専門銀行HSBCアマナ・マレーシアを設立。
4月	地場商銀アライアンス・バンクがイスラム専門銀行を開業。
4月	有力コングロマリットのDRBハイコムがイスラム銀行バンク・ムアマラット・マレーシアの株式70%取得で合意。
4月	政府系投資ファンドのカザナ・ナショナルがUAEのドバイ・バンキング・グループ、シンガポールのアジア・キャピタル・リインシュアランスと合併でイスラム再保険会社を設立。
9月	アメリカン・インターナショナル・アシュアランス(AIA)が初の外貨建てタカフル事業認可を取得。
11月	地場商銀パブリック・バンクがイスラム専門銀行を開業。
11月	英国スタンダード・チャータード銀行のイスラム専門銀行スタンダード・チャータード・サディークが第1号支店開業。
11月	外資2社・インドのリライアンス・キャピタル・アセットマネジメント、クウェートのグローバル・インベストメントハウスにイスラム資産運用の事業認可付与。
12月	シンガポールのOCBCがイスラム専門銀行OCBCアルアミンを開業。
12月	マレーシア三菱東京UFJ銀行がイスラム金融専門部署設立。邦銀初。
09年1月	外資3社・日本のノムラ・イスラミック・アセットマネジメント、英系のアバディーン・イスラミック・アセットマネジメント、仏系のBNPパリバ・イスラミック・アセットマネジメントにイスラム資産運用の事業認可付与。
2月	マレーシア中央銀行が英国貿易投資総省(UKTI)とイスラム金融分野での相互協力を促進する合同フレームワークを設立することで覚書を締結。
3月	資本市場の規制緩和策の中で、スクークを発行する際に義務付けてきた証券委員会による承認、アドバイザーの起用、信用状の付加を免除することを発表。
4月	香港の東亜銀行が、マレーシアのアフィン・ホールディングスと共同で、中国・新疆ウイグル自治区でイスラム金融業務に進出する計画を発表。
4月	金融セクター自由化策の中で、イスラム銀行とタカフル業者の外資上限を従来の49%から70%に引き上げ、年内に最大2行の外銀に新規のイスラム銀行ライセンス発給(払い込み資本金10億ドル以上)、最大2社の外資に新規のファミリータカフル会社ライセンス発給を発表。

出所：各種報道に基づき三井物産戦略研究所作成

6.5億ドルの募集枠に対し7倍超の応募があり、30%を中東資本家が購入した。また、インドネシア政府とカタール投資庁が合併で投資会社を設立する計画もある。こうした他国の急速な追い上げの中、イスラム金融先進国・マレーシアが、他国といかにすみ分け、真の国際センターとして発展していけるか正念場にある。

マレーシアの強みの一つはイスラム教国であり、中東企業が進出しやすく、中東資本と連携しやすい点であろう。中東系のイスラム専門銀行は国内に3行あり、特にサウジアラビアのアルラジ銀行は06年の開業以来、積極的に支店網を拡大、19店舗を開設し、08年末の資産規模は前年比で倍増した。もう一つは、イスラム金融のノウハウの蓄積である。09年4月、香港の東亜銀行がマレーシアのアフィン・ホールディングスと共同で、新疆ウイグル自治区への進出を検討していると報道された。東亜銀は08年9月に外資で初めてイスラム教徒が人口の9割を占める新疆のウルムチ市に支店を開設しており、同行会長はアフィンのイスラム金融のノウハウと東亜の華僑人脈を生かし、イスラム金融市場開拓に乗り出す考えを示しており、今後の動向が注目される。

### ▶ 日系企業における先進的取り組み

マレーシアでは、日系企業のオペレーションにもイスラム金融が深く浸透しつつある。その代表例が、イオン・クレジット・サービスとトヨタ・フィナンシャル・サービス(現UMWトヨタ・キャピタル)の2件のスクーク発行である。両社とも、イスラム式の消費者ローンやオートローンなどの事業を行っているため(資産サイド)、資金調達もイスラム式の必要があり(負債サイド)、当初はイスラム借入れを利用していましたが、資産規模が拡大したことからスクークを発行したものである。

タカフル市場の拡大にも日系企業が寄与している。2006年に東京海上がホンリオン銀行と合併で設立したホンリオン東京海上タカフルは、ホンリオン銀行の支店網(全国186支店)を利用し、同行の信用力を背景に、保険商品を窓口販売している。また、元本保証型のイスラム式3年満期投信がヒットし、多くの非ムスリムが購入、単年度で黒字を達成した。08年からは、イオン・クレジット・サービスと提携し、同社の26支店すべてでタカフルを窓口

販売。イオンにとって売り上げに占める保険代理販売事業の比率は小さいが、イスラム・ローン事業が急成長していることから、保険商品にもイスラム式を取り入れることで相乗効果を狙っている。

国際化に向けた動きの中では、三菱東京UFJ銀行がMIFCの外貨建てイスラミック・ウィンドウの事業認可を取得し、08年12月に邦銀初のイスラム金融専門部署を設立<sup>4</sup>、法人向けにドルや円など外貨建てイスラム預金や融資業務を開始した。マレーシアでは邦銀が欧米や中東系に遅れをとる中、同行は前述した2件の日系企業のスクーク発行で共同主幹事を務めるなど積極的に取り組んできた。今後は、同行の海外ネットワークを活用し中東との取引も狙っている。また、野村證券が09年1月にイスラム式資産運用の免許を取得、将来的にはマレーシアを拠点に中東マネーの取り込みも視野に入れる。

冒頭述べたハラール食品産業についてもマレーシア政府は世界ハブを目指し、ハラール認証の世界標準化をリードしながら積極的に振興している。ネスレ、ダノン、ユニリーバなど欧米企業の取り組みが先行するものの、味の素、ヤクルト、大正製薬、日清オイリオなどの日本企業もマレーシアのハラール認証を取得し、中東市場も視野に事業を展開しつつある。最近ではこれら大手企業に加え、日本の中小食品メーカーなどもハラール認証への関心を高めており、09年3月には日本からマレーシアに初のハラール食品視察団が派遣されるなどの動きが見られる。

日本企業が今後、アジアで事業展開する上で、このようにイスラムと向き合う場面は増大するであろう。中東から派生したイスラムの流れは、イスラム色の濃淡はあるもののアジア全域に広く行き渡っている。イスラムの価値観を尊重することにより、中東から東アジアにまたがる広域の大きな市場が見えてくる。

1 イスラム法(シャリヤ)にかなった金融取引の総称。特徴は、金利の概念を用いない点と、資金調達の目的や融資先がシャリヤに反する分野(豚肉、アルコール、武器、賭博、ポルノなど)に関係していないか審査し、認定を受けなければならない点。  
2 ハラールとは、イスラム教で許容された行為や、使用・消費できる物やサービスを意味する。ハラール産業は食品、化粧品、パーソナルケア、医薬品から、物流、観光などサービス産業と幅広い分野にわたり、イスラム金融も含まれる。  
3 イスラム金融市場の国際基準策定を担う国際機関、イスラム金融サービス委員会(IFSB)の事務局もマレーシアにある。  
4 日本の改正金融商品取引法が施行され、子会社を通じてのイスラム金融業務が認可されたのに合わせて設立。

# EDITORS ROOM

## お知らせ

本号をもちまして弊誌を休刊いたします。  
2000年年初から9年半にわたるご愛読をいた  
だき深謝申し上げます。